

寛永十二年と寛永十六年の法令

(寛永十二年)

一、日本人を外国に派遣してはならない。もしひそかに乗船して(外国に)渡る者があつた場合は、本人は死罪とし、その船と船主はとどめておいて(幕府に)報告せよ。

一、異国に渡り、居住していた日本人が(日本に)来たならば、死罪とせよ。

(寛永十六年)

一、日本国で御制禁ごせいきんとされているキリスト教について、そのことを知っていながらキリスト教を広める者が今でも密航してくる。

一、キリスト教の者たちが、徒党とどうを組んでよこしまなことを企てた場合くわだは処罰する。

以上により、今後はポルトガル船の来航を禁止し、このうえもし来航してきたならば、その船を破壊はかいし、乗船して来た者は速やかに斬罪ざんざいに処すと命令する。